

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

玉名市は平成 17 年 10 月に 1 市 3 町が合併し、新玉名市が誕生。中心部の旧玉名市では商業が栄え、周辺の 3 町では農林業が栄えていた。しかし、後継者の市外流出は商工業、農林水産業を問わず、玉名市の人口は合併以降も毎年 500 人ずつ減少している。

また、玉名市においても少子高齢化の波は変わらず、経営者の高齢化、後継者の不在、そして人口流出による人手不足と多くの課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、玉名市に残りたい、働きたい、そして後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、熊本県北地域の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指す。それを実現するための目標として、計画期間中に、15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

玉名市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が玉名市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

玉名市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これら

の地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

玉名市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が玉名市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間(令和5年7月3日から令和7年7月2日)とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や市内産業への経済波及効果等の観点から、工場や事業所等が発電電力を自己の生産・販売等に供するために設置するものを認定対象とし、景観や自然環境の保全に配慮する。